

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

- (3) 北海道児童福祉施設費用徴収規則（昭和62年北海道規則第18号）別表第2
- (4) 北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則（昭和38年北海道規則第142号）第2条第11号
- (5) 北海道職業訓練手当支給規則（昭和41年北海道規則第107号）第3条第1項第11号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

目 次 ページ

規 則

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則……………（医務薬務課） 41

告 示

- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課） 41
- 土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 42
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 42
- 道路の供用の開始……………（維持管理防災課） 43
- 建設業者に対する監督処分……………（建設管理課） 43

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 43
- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 44

規 則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成26年10月24日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第78号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

次に掲げる規則の規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

- (1) 北海道麻薬中毒者措置入院費等徴収規則（昭和39年北海道規則第54号）第2条第2項ただし書
- (2) 北海道精神障害者措置入院費徴収等規則（昭和34年北海道規則第58号）第2条第2項ただし書

告 示

北海道告示第709号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、てしおがわ土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成26年10月24日

北海道知事 高橋 はるみ

| 就退任の別 | 就退任年月日 | 理事・監事の別 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|-------------|---------|---------|-------------------|
| 就 任 | 平成26. 9. 27 | 理 事 | 榎 本 好 男 | 士別市上士別町20線南37番地 |
| 同 | 同 | 同 | 藤 原 賢 治 | 同 武徳町46線東5号 |
| 同 | 同 | 同 | 黒 川 由 人 | 同 中士別町4線西10番地 |
| 同 | 同 | 同 | 水 留 良 一 | 同 上士別町20線南6番地 |
| 同 | 同 | 同 | 山 本 栄 一 | 同 多寄町38線東20番地 |
| 同 | 同 | 同 | 村 中 吉 宏 | 同 多寄町36線西26番地 |
| 同 | 同 | 同 | 大 崎 陽 司 | 同 北町396番地10 |
| 同 | 同 | 同 | 下 道 隆 則 | 同 下士別町43線東10番地 |
| 同 | 同 | 同 | 松 浦 政 明 | 同 朝日町南朝日3278番地 |
| 同 | 同 | 同 | 吉 田 泰 之 | 同 温根別町南6線西3番地 |
| 同 | 同 | 同 | 谷 島 克 丸 | 同 名寄市風連町字瑞生2970番地 |
| 同 | 同 | 同 | 小 林 修 | 同 風連町字東風連374番地 |
| 同 | 同 | 同 | 森 田 義 雄 | 同 風連町字中央1580番地 |
| 同 | 同 | 同 | 寺 田 仁 志 | 同 風連町字瑞生4109番地 |
| 同 | 同 | 同 | 矢 合 正 幸 | 同 風連町字日進4970番地 |
| 同 | 同 | 同 | 高 橋 尚 幹 | 同 字内淵696番地 |
| 同 | 同 | 同 | 金 谷 浩 幸 | 同 上川郡和寒町字中和1196番地 |
| 同 | 同 | 同 | 藤 井 伸 一 | 同 和寒町字川西565番地 |
| 同 | 同 | 同 | 船 本 裕 一 | 同 和寒町字北原663番地 |
| 同 | 同 | 同 | 高 井 俊 一 | 同 剣淵町屯田町36番地 |

| | | | | | |
|-----|---|-----|---------|---|-----------------|
| 同 | 同 | 同 | 渡 辺 一 美 | 同 | 剣淵町西原町1617番地 |
| 同 | 同 | 同 | 安 田 弘 孝 | 同 | 剣淵町南桜町1003番地 |
| 同 | 同 | 同 | 小 柳 一 明 | 同 | 剣淵町藤本町2432番地 |
| 同 | 同 | 監 事 | 澤 田 芳 信 | 同 | 剣淵町東町398番地 |
| 同 | 同 | 同 | 佐々木 博 幸 | 同 | 士別市温根別町13線北1番地 |
| 同 | 同 | 同 | 谷 島 智 仙 | 同 | 名寄市風連町字瑞生3246番地 |
| 退 任 | 同 | 理 事 | 榎 本 好 男 | 同 | 士別市上士別町20線南37番地 |
| 同 | 同 | 同 | 植 西 政 勝 | 同 | 温根別町北4線東5番地 |
| 同 | 同 | 同 | 菊 地 敬 一 | 同 | 南士別町2131番地 |
| 同 | 同 | 同 | 井 出 一 久 | 同 | 下士別町43線西2番地 |
| 同 | 同 | 同 | 櫻 田 正 | 同 | 朝日町中央4031番地 |
| 同 | 同 | 同 | 藤 原 賢 治 | 同 | 武徳町46線東5号 |
| 同 | 同 | 同 | 黒 川 由 人 | 同 | 中士別町4線西10番地 |
| 同 | 同 | 同 | 水 留 良 一 | 同 | 上士別町20線南6番地 |
| 同 | 同 | 同 | 山 本 栄 一 | 同 | 多寄町38線東20番地 |
| 同 | 同 | 同 | 村 中 吉 宏 | 同 | 多寄町36線西26番地 |
| 同 | 同 | 同 | 北 出 聡 | 同 | 名寄市字曙833番地1 |
| 同 | 同 | 同 | 谷 島 克 丸 | 同 | 風連町字瑞生2970番地 |
| 同 | 同 | 同 | 前 田 日出夫 | 同 | 風連町字瑞生4103番地 |
| 同 | 同 | 同 | 田 中 好 望 | 同 | 風連町字旭2200番地 |
| 同 | 同 | 同 | 小 林 修 | 同 | 風連町字東風連374番地 |
| 同 | 同 | 同 | 森 田 義 雄 | 同 | 風連町字中央1580番地 |
| 同 | 同 | 同 | 青 塚 一 雄 | 同 | 上川郡和寒町字大成24番地 |
| 同 | 同 | 同 | 金 谷 浩 幸 | 同 | 和寒町字中和1196番地 |
| 同 | 同 | 同 | 藤 井 伸 一 | 同 | 和寒町字川西565番地 |
| 同 | 同 | 同 | 高 井 俊 一 | 同 | 剣淵町屯田町36番地 |
| 同 | 同 | 同 | 渡 辺 一 美 | 同 | 剣淵町西原町1617番地 |
| 同 | 同 | 同 | 安 田 弘 孝 | 同 | 剣淵町南桜町1003番地 |
| 同 | 同 | 同 | 小 柳 一 明 | 同 | 剣淵町藤本町2432番地 |
| 同 | 同 | 監 事 | 阿 部 幸 雄 | 同 | 和寒町字中和1090番地 |
| 同 | 同 | 同 | 大 崎 陽 司 | 同 | 士別市北町396番地10 |
| 同 | 同 | 同 | 杉 野 薫 | 同 | 名寄市風連町字旭1476番地 |

北海道告示第710号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成26年10月8日、北

海土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年10月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第711号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年10月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
尾張の沢川（Ⅰ-05-1630）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市旭町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
旭3の沢川（Ⅱ-05-1710）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市旭町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
旭1の沢川（Ⅱ-05-1720）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市旭町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

旭1号の沢川（I-05-1730）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市旭町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第712号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成26年10月24日

北海道知事 高橋 はるみ

| 路線名及び縦覧場所 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|--------------------------------------|--|------------|
| 道道 渡島大野停車場線 北海道渡島総合振興局 函館建設管理部 | 北斗市市渡816番地先から 同市市渡604番2地先まで | 平成26.10.28 |
| 道道 岩内洞爺線 北海道後志総合振興局 小樽建設管理部 | 岩内郡岩内町字栄219番10地先から 同郡岩内町字栄259番2地先まで | 平成26.10.24 |

北海道告示第713号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処分をした。

平成26年10月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 処分をした年月日 平成26年10月9日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号及び代表者の氏名 室蘭舗道建設株式会社
 - (2) 主たる営業所の所在地 室蘭市日の出町1丁目19番17号
 - (3) 建設業の許可の番号 (般-24) 胆第3135号
- 3 処分の内容
 - (1) 営業停止の範囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業

の全部停止
(2) 営業停止の期間 平成26年10月24日から同月30日までの7日間
4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第1項第3号に該当した。

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第19号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年10月24日

北海道空知総合振興局長 山根 康徳

- 1 落札に係る物品等の名称（1キログラム当たりの単価）及び調達予定数量
 - (1) 粒状凍結防止剤（混合塩化物） 3,028,000キログラム
 - (2) 液状凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液） 732,000キログラム
 - (3) すべり止め材（砂・碎石混合バラ積み）（深川出張所） 600,000キログラム
 - (4) すべり止め材（1tフレコン）（岩見沢出張所） 50,000キログラム
 - (5) すべり止め材（1tフレコン）（滝川出張所） 1,000,000キログラム
 - (6) すべり止め材（1tフレコン）（長沼出張所） 5,000キログラム
 - (7) すべり止め材（3キロ袋詰）（千歳出張所） 12,000キログラム
 - (8) すべり止め材（3キロ袋詰）（岩見沢出張所） 21,000キログラム
 - (9) すべり止め材（3キロ袋詰）（滝川出張所） 12,000キログラム
 - (10) すべり止め材（3キロ袋詰）（当別出張所） 16,200キログラム
 - (11) すべり止め材（3キロ袋詰）（長沼出張所） 6,000キログラム
- 2 落札を決定した日 平成26年10月14日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)、(2)及び(4)から(11)まで
ア 氏名 株式会社ゴードー
イ 住所 東京都中央区日本橋本石町4丁目4番20号
 - (2) 1の(3)
ア 氏名 北央道路工業株式会社
イ 住所 札幌市東区北8条東1丁目1番35号
- 4 落札金額
 - (1) 28.0円
 - (2) 33.0円
 - (3) 9.7円

- (4) 11.6円
- (5) 11.8円
- (6) 11.4円
- (7) 30.0円
- (8) 31.0円
- (9) 32.0円
- (10) 30.0円
- (11) 30.0円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年9月2日付け北海道空知総合振興局告示第16号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目

北海道後志総合振興局告示第105号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年10月24日

北海道後志総合振興局長 宮川 秀明

1 落札に係る物品等の名称（1キログラム当たりの単価）及び調達予定数量

- | | |
|-------------------------|--------------|
| (1) 粒状凍結防止剤（混合塩化物） | 761,000キログラム |
| (2) 液状凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液） | 15,600キログラム |
| (3) 滑り止め材（碎石） | 162,000キログラム |
| (4) 滑り止め材（碎石） | 4,000キログラム |
| (5) 滑り止め材（碎石） | 70,000キログラム |
| (6) 滑り止め材（碎石） | 60,000キログラム |
| (7) 滑り止め材（砂） | 14,000キログラム |
| (8) 滑り止め材（砂） | 500キログラム |
| (9) 滑り止め材（砂） | 4,000キログラム |

2 落札を決定した日

平成26年10月10日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)
- ア 氏名 三永商事株式会社

イ 住所 愛知県名古屋市中区錦2丁目15番20号

(2) 1の(2)

ア 氏名 株式会社ゴードー

イ 住所 東京都中央区日本橋本石町4丁目4番20号

(3) 1の(3)、(4)及び(7)

ア 氏名 大和碎石工業株式会社

イ 住所 小樽市銭函3丁目301番地

(4) 1の(5)、(6)、(8)及び(9)

ア 氏名 室野建設工業株式会社

イ 住所 磯谷郡蘭越町蘭越町514番地2

4 落札金額

- (1)ア 27.0円（0.5トン詰）
- イ 27.5円（25キログラム袋詰）
- (2) 33.0円
- (3)ア 15.0円（500キログラム袋詰）
- イ 24.0円（25キログラム袋詰）
- ウ 50.0円（2キログラム袋詰）
- (4)ア 24.0円（25キログラム袋詰）
- イ 50.0円（2キログラム袋詰）

- (5) 14.5円
- (6) 15.5円
- (7) 50.0円
- (8) 43.0円
- (9) 46.0円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年7月25日付け北海道後志総合振興局告示第70号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 小樽市奥沢1丁目21番1号

北海道渡島総合振興局告示第123号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定

める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成26年10月24日

北海道渡島総合振興局 宮内 孝

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

乗用自動車 1台

（交換契約により自動車1台を契約の相手方に供し、自動車1台を契約の相手方から調達する。）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成27年1月16日（金）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の購入（中分類50「自動車」）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達する物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達する物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成26年10月24日（金）から同年11月14日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局地域政策部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階402号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課）

(2) 入札日時 平成26年11月26日（水）午後3時30分（送付による場合は、同月25日（火）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成26年10月14日付け北海道渡島総合振興局告示第119号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課
(2) 所 在 地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
(3) 電 話 番 号 0138-47-9416

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Car Quantity 1
B Bid tendering date and time : 3 : 30 P.M., November 26, 2014
(If mailed, bids must arrive no later than November 25, 2014)
C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Oshima General
Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido
041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9416
-